

## 眼科用電子カルテシステム（ファインデックス社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における眼科用電子カルテシステム（ファインデックス社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

### 記

#### 1 対象機器

- (1) 画像ファイリングシステム Claio
- (2) 診療科用診療録作成支援システム C-Note

#### 2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 眼科外来

#### 3 契約期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

#### 4 契約条件

##### (1) 業務の内容

ア システムメンテナンス業務

##### (2) 保守内容

契約期間中、受注者は発注者に対し、次に掲げる保守を誠実に履行すること。

ア システムメンテナンス業務

※当該保守業務は、原則としてネットワークを介して行われる。

※ソフトウェア・ハードウェア障害切り分けおよびハードウェア交換は、電子カルテ保守会社・病院担当部署の一次支援を受ける。

- ・対象システムの技術サポート
- ・対象システムに必要なネットワーク関連の作業
- ・対象システムにおける不具合対応を目的としたマイナーバージョンアップ版の適用

##### (3) 本契約に含まれない業務の内訳

ア システムメンテナンスの対象外の業務

- ・自然災害によるシステムダウン時の復旧作業
- ・コンピュータ本体および対象システム以外のシステムの不具合による障害の復旧作業
- ・個別要望による対象システムの変更作業

- ・対象システムを搭載しているコンピュータおよび関連機器の修理ならびに部品の交換
- ・対象システム以外のデータの管理
- ・発注者の故意または重大な過失により発生した異常に対する復旧作業
- ・セキュリティ対策およびウイルス対策ソフトのパターンファイル・セキュリティパッチなどの更新サービスとそれに伴うインストール作業
- ・発注者によるセキュリティ対策の欠陥または受注者の責に帰することができない事由もしくは受注者の責と断定することが困難な場合により発生した、コンピュータウイルス等の攻撃による被害の復旧作業
- ・受注者の営業時間外の復旧作業
- ・対象システムのメジャーバージョンアップ版の適用
- ・Claio で管理される検査機器の追加接続に伴う新規プログラムの追加  
 ※既導入のプログラムを用いるが、検査機器の機種変更によるプログラムの設定変更が必要となる場合および、接続部材・機器が新たに必要となる場合は、システムメンテナンスの対象外とする。
- ・その他「(1) メンテナンス業務」の規定に沿わない業務

#### (4) 実施要領

ア 受注者は、点検実施予定表を令和6年10月末日までに発注者の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、双方協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 受注者は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 受注者は、保守点検終了後速やかに、受注者の所定の様式により実施結果の報告書を発注者の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 受注者は、本契約の対象機種に故障が発生し連絡を受けたときは、速やかに出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。点検、調整、修理の日程は双方協議のうえ決定し実施すること。但し、月～金（9：00～19：00）、土（9：00～13：00）での対応となり、受注者の祝日および年末年始の休業日を除くものとする。

カ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

#### (5) 委託料の支払

発注者は、契約期間終了後、受注者の請求により、委託料を一括払いにて支払う。

## 5 免責事項

受注者のシステムメンテナンス不履行または履行遅延が、受注者の責に帰すことができない事由（地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、その他の発注者または受注者の合理的支配を超えた偶発的事象）により生じた場合は、受注者は免責され、対象システムを復旧する義務を負わないものとする。

## 6 システム障害に関する責任の制限

受注者は、自己の過失に基づくシステム障害によって発注者が下記の①から④に定める損害を被った場合は、その損害の程度に応じて賠償金を支払う。ただし、その損害賠償額は発注者が対象システムを導入する際に支払った金額と年間の保守料の合計金額を超えないものとする。

- ①診療時間を十分に確保することが困難となり、本来なすべき診療行為を行えないことから生じる損害
- ②保険請求システムとの連携等の障害により、本来請求すべき診療報酬を請求できないこと、または請求が遅れることから生じる損害
- ③システム障害の復旧にかかる直接的な費用
- ④③から直接的に生じる第三者への賠償等の費用

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。